

住むなら！しちのへ！

平成29年度七戸町定住促進新築住宅建設支援事業

町外から七戸町に転入し、町内に新築住宅を建築する方に、建設費用の一部補助を行っています。

補助率	上限額	若者特典
3%	50万円	夫婦ともに40歳未満の場合、 <u>10万円を加算</u>

※ 外構、造成、解体、水道引込、車庫、浄化槽設置費などを除きます。

例えば…

町外に住んでいる太郎さん（35歳）と花子さん（33歳）が、1,800万円の家を建てると…

住宅建築費1,800万円×3% = 50万円（上限）
夫婦ともに40歳未満のため、10万円の加算！

50万円（上限額）+ 10万円加算 = 60万円
(商品券5万円、残りの55万円を口座振込)

お得!!

交付について

1.交付対象

交付申請日において、支給要件を満たしている世帯及び支給要件を満たしている新築住宅。
(支給要件等は裏面を参照。)

2.交付額

住宅建設費の100分の3以内（3%）の金額。（上限50万円）
(併用住宅の場合は、店舗、事務所等に使用している床面積の部分の金額は除く。)
また、補助金の額に1万円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

【若者特典】

夫婦ともに40歳未満の場合は、さらに10万円を加算。
※住宅建設費の3%の金額が、上限50万円だった場合の交付額は60万円。

3.交付方法

住宅建設費の3%の金額（上限50万円）の4分の1もしくは5万円のうち、いずれか低い額を七戸商店会協同組合発行の商品券で交付、残りの金額を口座振込いたします。

申請・請求について

交付申請、補助金請求時に必要となる書類は以下のとおりです。

1.交付申請時提出書類

- 定住促進新築住宅建設補助金交付申請書
- 世帯全員の住民票
- 確認済証の写し又は建築工事届
- 住宅の建設を証する書類（工事請負契約書及び内訳書等の写し、売買契約書）
※浄化槽やクリーンエネルギー等、町の補助金を受ける場合は備考にその金額を記載。
- 定住確認書
- 町内会・常会加入証明書
- 戸籍附票（転入日から1年以上遡った住所が記載されているもの）

2.補助金請求時提出書類

- 定住促進新築住宅建設補助金請求書兼実績報告書
- 新築住宅の登記事項証明書又は現況証明書（未登記の場合）
- 新築住宅の完成写真
- 工事完了引渡証明書
- 檢査済証の写し（建築基準法第6条第1項の規定による場合）
- 工事請負変更契約書及び内訳書等（申請時より請負代金に変更がある場合）



Q : 支給要件

支給対象となる方および住宅は、以下の要件に当てはまることが前提です。

◆ 支給対象者

- 平成25年4月1日以降に転入してきた者。（再転入者については、再転入日から起算して1年以上町外に居住していること。）
※平成25年3月1日から平成25年3月31日までに転入した者も特例として認める。
- 交付の対象となる新築住宅に、住所を定めていること。
- 七戸町に2年以上継続して定住する意思があること。
- 町内に所有する住宅がないこと。
- 当該新築住宅のある町内会・常会に加入していること。
- 申請者及び世帯員全員に、町税その他の納付金の滞納がないこと。

◆ 対象となる新築住宅

- 平成30年3月31日までに七戸町内に建設（建築の場合は完成引き渡しを受けた時点、売買により取得した場合は契約成立時点）した専用住宅または併用住宅であること。
- 併用住宅の場合は、店舗、事務所等に専用する床面積を除いた住宅部分の床面積が建物全体の延べ床面積の2分の1を超えること。
- 七戸町産業活性化住宅新築リフォーム支援事業の助成を受けない住宅であること。

Q : 用語の定義

本助成における用語の定義は以下のとおりです。

新築住宅 … 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないもの（建設工事完了の日から起算して1年を経過したもの）を除く。)

建設 … 建築または売買による取得

専用住宅 … 居住することを目的に建てられた住宅

併用住宅 … 店舗、事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分が結合している住宅

住宅建設費 … 建物本体の工事費又は取得費。（土地購入費、外構工事等の付帯工事費及び町の補助を受ける浄化槽設置工事費、クリーンエネルギー促進事業対象工事費を除く。）

※造成、解体、水道引込、付属家、設計料、確認申請手数料、地盤調査費等も対象外

※交付申請に対し、報告や現況調査を求める場合があります※

補助金の交付申請に対し、交付要件を満たしているかどうかの調査を行う場合があります。

具体的には、確認書類の提出の依頼、町税等の滞納有無の照会、現場確認などが挙げられます。ご理解とご協力をお願いいたします。



問合せ先：七戸町役場 地域おこし総合戦略課 TEL : 0176-68-2422 FAX : 0176-68-2804